平成３０年（フ）第６４号
北海道川上郡弟子屈町川湯温泉４丁目16番５－103号
債務者　寺坂　吉成
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１５号
青森県十和田市西十六番町11番43号
債務者　平舘　美子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成３０年（フ）第１９号
青森県十和田市東一番町５番52号　コーポグリーン205
債務者　鈴木　成未
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成３０年（フ）第３２号
岩手県一関市関が丘106番地６
債務者　髙井　秀人
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１７８号
埼玉県桶川市朝日３丁目５番４号
債務者　神　　政光
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４４０号
埼玉県久喜市本町１丁目７番23号、旧住所埼玉県幸手市大字幸手5363番地１　レオパレス幸手ＥａｓｔⅠ203
債務者　茂刈　克己
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１２２号
埼玉県越谷市大字大林５番地７
債務者　酒巻　淳子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１７３号
埼玉県吉川市吉川２丁目33番地９　グレイスハイツ第１－103号
債務者　坂尻　真彦
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
千葉県旭市ハの1846番地６
債務者　草野　油功
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第５６号
長野市篠ノ井東福寺1311番地３　Ｃ91
債務者　荻原　敏明
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５８号
長野市大字安茂里3712番地　タウニィヤマキＢ202
債務者　大日方朋子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６１号
愛知県稲沢市朝府町７番４－301号
債務者　鈴木たき代
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第２７号
高知市筆山町８番７号
債務者　越前　和子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４８号
高知県香美市土佐山田町山田島213番地１
債務者　小川　芹華
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第６３号
高知市福井町2019番地１
債務者　山中　佳代
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５２号
長野市川中島町四ツ屋1365番地の21
債務者　丸山　　崇
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２０４号
京都市西京区大原野西境谷町３丁目６番地２棟106号
債務者　吉川　佳奈
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２３０号
京都市右京区嵯峨野南浦町25番地３　シャーメゾン高新嵯峨野102
債務者　西村　淑子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係